



日・印物品役務相互提供協定(日印ACSA)



背景

- 日・印物品役務相互提供協定(日印ACSA)は、自衛隊とインド軍隊との間で物品・役務を相互に提供する際の決済手続等の枠組みを定める協定。
- 日印間の安全保障・防衛協力の深化・拡大を背景として、平成30年10月のモディ印首相訪日の際の日印首脳会談において、交渉を開始することで一致。
- 令和2年9月9日、鈴木哲駐印日本国特命全権大使とアジャイ・クマール・印国防次官との間で署名。



主な内容

本協定の適用対象

- 自衛隊とインド軍の双方が参加する訓練のための物品役務提供 【第1条1a】
- PKO、人道的な国際救援活動、大規模災害への対処のための活動のための物品役務提供 【第1条1b】
- 外国での緊急事態における自国民等の保護措置又は輸送のための物品役務提供 【第1条1c】
- 連絡調整その他の日常的な活動のための物品役務提供 【第1条1d】
- それぞれの国の法令により物品役務提供が認められるその他の活動のための物品役務提供 【第1条1e】

提供される物品・役務の区分

食料 水 宿泊 輸送 燃料・油脂・潤滑油 被服 通信業務 衛生業務 基地活動支援
保管業務 施設の利用 訓練業務 部品・構成品 修理・整備業務 空港・港湾業務 (注)

(注) 提供される物品について、武器・弾薬は協定の対象外。

早期締結の必要性

- 本協定の締結によって、自衛隊とインド軍隊との間の緊密な協力を促進し、国際の平和と安全に対する一層の積極的な貢献を追求する活動において、自衛隊とインド軍隊がそれぞれの役割を一層効率的に果たすことに寄与する。

(参考) 我が国が締結済みのACSA

■ 日米	2016.9署名 2017.4発効 (1996年の協定に代わる新協定)
■ 日豪	2017.1署名 2017.9発効 (2013年の協定に代わる新協定)
■ 日英	2017.1署名 2017.8発効
■ 日加	2018.4署名 2019.7発効
■ 日仏	2018.7署名 2019.6発効